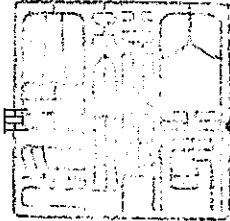


府公第159号

平成23年12月8日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）の移管について

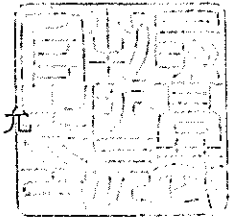
歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画（平成22年2月1日内閣総理大臣決定）に基づき、平成23年度分として移管を受けた別添の公文書等（裁判文書）について、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第4項の規定に基づき貴館に移管します。

最高裁総三第000225号

平成23年12月6日

内閣総理大臣 殿

最高裁判所長官 竹 崎 博 允



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）の移管について

（通知）

平成22年2月1日付け府公第8号内閣総理大臣通知「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画について」に基づき、平成23年度分として別紙第1から別紙第21までの各送付目録記載の裁判文書を移管します。